

座間市週休2日制確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組みとして、座間市が発注する工事の現場において週休2日制の確保を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。
- (2) 完全週休2日 週休2日のうち、日曜日及び土曜日において作業を実施しないことをいう。
この場合において、受注者が降雨、降雪等による工程調整に伴い、日曜日又は土曜日に作業を実施したときは、完全週休2日として扱わない。
- (3) 4週8休以上 関係法令を遵守し、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上となる状態をいう。
- (4) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始した日をいう。
- (5) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。
- (6) 対象期間 工事において、週休2日に取り組む期間であり、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間については、対象期間から除くこととする。
ア 年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間は、あらかじめ対象期間から除くこととする。
イ 現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責めによらない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。
- (7) 現場閉所日 工事現場において、1日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業（現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は、除く。）を実施しない日をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(対象工事等)

第3条 週休2日制確保工事の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 発注者指定型 原則として、設計金額（税込み）300万円以上の工事を対象とし、発注者が、週休2日に取り組むことを指定する工事をいう。この場合において、社会的要請、現場条件等を考慮して、早期の工事完成が望まれるものは、対象としない。
- (2) 受注者希望型 発注者が当初、週休2日制確保工事として指定していない工事で、受注者の要望により、週休2日工事実施協議書（様式1）による発注者及び受注者の協議の結果、

発注者が週休2日制とした工事をいう。

2 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、各発注工事単位で週休2日制の確保に取り組むこととするが、原則として全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

(工事の実施)

第4条 週休2日制確保工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり実施する。

(1) 発注者指定型

ア 工事实施の内容

- (ア) 受注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について発注者と情報共有することとする。この場合において、分離発注工事や競合工事のときは、受注者間や企業社等と協力し、工期に影響の出ない現場閉所予定日を調整した上で「実施工程表」を作成する。
- (イ) 受注者は、毎週、当該週の前週の実績と当該週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。
- (ウ) 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」(様式2)を、翌月の5日までに監督員に提出する。
- (エ) 土木系工事の場合、受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」(様式32)を作成し、監督員へ提出する。
- (オ) 建築工事・機械設備工事・電気設備工事の場合、受注者は原則として、工事完成届提出日の30日前(設計金額(税込み)が1億5,000万円以上の工事は45日前)までに最終月の「現場閉所実績報告書及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」(様式3)を作成し、監督員へ提出する。
- (カ) 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制確保工事である旨を明示し、記載内容は次の例を基本として大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

<p>週休2日制に取り組む工事</p> <p>この工事は、建設産業に労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者 : 神奈川県座間市〇〇部〇〇課</p>
--

イ 経費補正の実施

当初の設計金額において、週休2日制確保工事实施要領補足事項(土木系工事)(別添1。以下「補足事項土木系」という。)又は週休2日制確保工事实施要領補足事項(建築工事・電気設備工事・機械設備工事(別添2。以下「補足事項建築ほか」という。))

により経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）が達成できなかった場合には、座間市工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

ウ 工事成績評定への反映

4週8休以上の現場閉所等を達成した場合には、補足事項土木系又は補足事項建築ほかにより工事成績評定に反映する。4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

(2) 受注者希望型

ア 工事の実施の選択

4週8休が達成できた場合は、経費の補正を行い、また、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、工事成績評定への反映を行わないものとする。

イ 工事実施の内容

工事実施の内容については、前号アを準用する。

ウ 経費補正の実施

現場閉所実績に応じて、補足事項土木系又は補足事項建築ほかにより経費補正を行い、座間市工事請負契約約款第25条の規定により請負代金を変更する。

エ 工事成績評定への反映

4週8休以上の現場閉所等を達成した場合は、補足事項土木系又は補足事項建築ほかにより工事成績評定に反映する。ただし、4週8休以上の現場閉所等が達成できなかった場合であっても減点を行わない。

(その他)

第5条 「現場閉所実績報告書」、「現場閉所履行報告書」及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認した上で、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告する工事について適用する。

なお、令和6年3月以降に公告した工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領による発注者指定型の適用をすることができる。

週休2日制確保工事実施要領補足事項（土木系工事）

1 経費の補正実施

（1）発注者指定型（要領第4条（1）イ関係）の補正

当初の設計金額において、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上 (現場閉所率 28.5%) (8日/28日) 以上)	1.05	1.04	1.04	1.06

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、経費（賃料）の補正対象としない。

（2）受注者希望型（要領第4条（2）ウ関係）の補正

現場閉所実績に応じて、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	労務費	機械経 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上 (現場閉所率 28.5%) (8日/28日) 以上)	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休以上8休未満 (現場閉所率 25%) (7日/28日) 以上 28.5%未満)	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6以上7休未満 (現場閉所率 21.4%) (6日/28日) 以上 25%未満)	1.01	1.01	1.02	1.03

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

2 工事成績評定への反映（要領第4条（1）ウ及び（2）エ関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加 点
完全週休2日	2点
4週8休以上	1点

現場閉所実績（※発注者指定型に限る）	減 点
明らかに週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合	-1点

週休2日制確保工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 経費補正の実施

(1) 発注者指定型（要領第4条（1）イ関係）の補正

当初の設計金額において、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下表の補正係数により補正する。

現場閉所実績	労務費
4週8休以上（現場閉所率28.5%）（8日/28日）以上	1.05

(2) 受注者希望型（要領第4条（2）ウ関係）の補正

下表の現場閉所（現場休息）実績に応じた補正係数により労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

現場閉所（現場休息）実績	労務費
4週8休以上（現場閉所）率28.5%（8日/28日）以上	1.05
4週7休以上8休未満 （現場閉所）率25%（7日/28日）以上28.5%未満	1.03
4週6休以上7休未満 （現場閉所）率21.4%（6日/28日）以上25%未満	1.01

(3) 工事費の積算方法

週休2日制確保工事において、現場閉所等の状況に応じ、「(4)単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

(4) 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

※ 上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既成コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08

工種	摘 要※	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2 種金属線 及びボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置 ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14

工種	摘 要※	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工 事)金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板 式、銅覆鋼棒、接地極 埋設票 (金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト 設備	低圧ダクト、排煙ダク ト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト 付属品	既成品ボックス、制気 口、ダンパー等の取 付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具 設備 (エットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

2 工事成績評定への反映（要領第4条（1）ウ及び（2）エ関係）

現場閉所（現場休息）実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所（現場休息）実績	加 点
完全週休2日	2点
4週8休以上	1点

現場閉所（現場休息）実績（※発注者指定型に限る）	減 点
明らかに週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合	-1点